

日本ワックス脱毛協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、日本ワックス脱毛協会という。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を東京都新宿区新宿2-15-25カテリーナ御苑402号室ベレーザ・ブラジル東京事務所内に置く。

(目的)

第3条 この団体は非営利の可能な範囲内で、技術を習得してワックス脱毛サービスに従事する会員の技術や経営の悩みへの相談役として活動することを主な目的とする。また、一般消費者が安心してサービスを受けることができるように、非営利の相談窓口を開設し消費者の保護を図る。

(事業の種類)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員向け啓発事業
- (2) 普及啓発事業
- (3) 消費者保護活動事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この団体の会員は、協会より認定された講師が主催する脱毛技術者育成講習会を受講後、日本ワックス脱毛協会が定める試験に合格し、日本ワックス脱毛協会の活動に賛同する個人とする。

(入会)

第7条 会員の入会について、日本ワックス脱毛協会が定める試験に合格した者に限る。

- 1 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 2 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、若しくは失そう宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 脱毛に関連する別の団体を主宰したとき。※(a)参照
- (5) 協会の許可なく有償で脱毛技術の講習を始めたとき。※(b)参照
- (4) 除名されたとき。

※(a)会員や一般の方に混乱を来たす為

※(b)有償で脱毛技術を指導できる程に技術が向上された方は、既に協会のフォローを必要としないはずですので、協会は卒業して頂きます。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、関係者会議の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この団体に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人以内
 - (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事長が選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この団体の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを関係者会議に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、関係者会議を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の団体の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、関係者会議の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、職務の働きに相当する報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第4章 会議

(種別)

第19条 この団体の会議は、関係者会議及び理事会の2種とする。

2 関係者会議は、通常会議及び臨時会議とする。

(関係者会議の構成)

第20条 関係者会議は、職員をもって構成する。

(関係者会議の権能)

第21条 関係者会議は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(関係者会議の開催)

第22条 通常会議は、毎年1回開催する。

2 臨時会議は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(関係者会議の招集)

第23条 関係者会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時会議を招集しなければならない。
- 3 関係者会議を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（関係者会議の議長）

第24条 関係者会議の議長は、その会議に出席した者の中から選出する。

（関係者会議の定足数）

第25条 関係者会議は、職員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（関係者会議の議決）

第26条 関係者会議における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 関係者会議の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した職員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者会議での表決権等）

第27条 各職員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない職員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の職員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した職員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 関係者会議の議決について、特別の利害関係を有する職員は、その議事の議決に加わることができない。

（関係者会議の議事録）

第28条 関係者会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 職員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 関係者会議に付議すべき事項
- (2) 関係者会議の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他関係者会議の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第37条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品

(区分)

第38条 この団体の資産は、純粋に第37条に掲げる内容とする。

(管理)

第39条 この団体の資産は、理事長が管理する。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この団体の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41条 この団体の会計は、活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成する。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

（予算の追加及び更正）

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事長の判断で既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条 この団体の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、関係者会議の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、関係者会議の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条 この団体が定款を変更しようとするときは、関係者会議に出席した関係者会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

（解散）

第50条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 関係者会議の決議
- (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
- (3) 職員の欠亡
- (4) 合併

2 前項第1号の事由によりこの団体が解散するときは、職員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条 この団体が解散（合併の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、関係者会議において議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この団体が合併しようとするときは、関係者会議において職員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この団体の公告は、この団体の掲示場に掲示する。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この団体に、この団体の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、必要な職員を置く。
- 3 理事は職員を兼任できる。

(職員の任免)

第55条 職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	宮崎 亜希子
副理事長	山田 佳子
理事	水本 沙紀
監事	岡村 順子

- 6 この団体の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	(個人)	5,000円
(2) 年会費	正会員	(個人)	5,000円

退 会 届

平成 年 月 日

日本ワックス脱毛協会
理事長 宮崎 亜希子 殿

氏名： _____

このたび、日本ワックス脱毛協会を退会致したく、
ここに届け出致します。

退会後の 連絡先	TEL : E-mail :
理 由	

※年度の途中で退会されても年会費の返金は致しません